

「令和4年度外食産業事業継続緊急支援事業のうち業態転換等支援事業公募(第1次)の開始について」

業態転換等支援事業とは、新型コロナウイルスの影響により経営環境が悪化した飲食店が、今後の事業継続及び需要の喚起のために行う業態転換等(新メニュー開発、感染防止策の強化を前提とした提供方法の見直し、テイクアウト・デリバリー等)の取組を支援します。

また、外食産業への普及推奨モデルになると判断される取組については、優先的に採択・公表が行われます。

業態転換を検討している飲食業の方は申請をご検討ください。

○補助対象事業

- ・新型コロナウイルス感染症拡大の防止を図りつつ、感染状況が厳しい中でも事業継続が可能となる業態転換等の計画を対象とします。

(1) 現在扱っている商品・サービスの内容を変えること

例：感染症対策に留意して、お一人様向け業態に変える
テイクアウト・デリバリー用のメニューを開発する
店舗内食材の在庫を有効活用するために、通販向け商品を開発する など

(2) 商品・サービスの提供方法を変えること

例：イートインからテイクアウトに商品の提供方法を変えるため、受渡窓口を設置する
自動販売機(冷蔵/冷凍)を導入し、従来の営業時間外にも商品を販売する
店舗での人気商品をECサイトで全国に販売する など

○公募事業者の要件

(1) 業態転換等事業実施者

以下の①～④すべての要件を満たすもの。

- ① 各都道府県における第三者認証制度の認証を取得している飲食店(食品衛生法(昭和22年法律第233号)第55条第1項に基づく「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の許可を得ている飲食店を営む者)であること。
- ② 新型コロナウイルス感染症拡大以前(令和元年12月31日)から現在(申請時点)まで飲食店としての事業活動を営んでおり、飲食店事業における令和元年度と令和3年度の売上高を比較したときに、5%以上売上高が減少していること。
- ③ 以下のいずれかの要件を満たすこと。
 - ア 資本金5千万円以下又は従業員数が50人以下であること。
 - イ 資本金の額又は出資の総額が10億円未満(資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、従業員数が2,000人以下)の法人(アに該当する者を除く。)であること。

④ 同じ応募内容で本事業以外の他の国庫又は公費による補助等※の交付対象者又は交付候補者となっていないこと。(他の補助等への応募段階である場合には、本事業に応募することは差支えありません。)

(2) 共同事業者

コンサルタント、金融機関、中小企業診断士、機械・機器・システムの製造・販売業者、施設・設備の建設・施工業者、飲食関連サービス提供者及び資本関係にない他の飲食店等であって、業態転換等による経営成果をより高めるために、業態転換等事業実施者と共同して事業の計画及び実施内容の検討、実施・報告支援を行う事業者

○補助率・補助金下限・上限の金額

補助率：1/2 以内

補助金：上限 1,000 万円、下限 100 万円以上（総事業費 200 万円以上のものを対象とする）

○公募受付期間

2022 年 6 月 15 日（水）～8 月 1 日（月） ※8 月 1 日 17 時必着

○お問い合わせ先

〒105-0011 東京都港区芝公園三丁目 1 番 22 号 日本能率協会ビル 7F

株式会社日本能率協会コンサルティング

R4 外食業態転換事業 事務局 担当：寺脇・山元・山下宛

mail：eat_jmac@jmac.co.jp

○参考資料

- ・ホームページ

<https://jmac-foods.com/adopted/813/>

- ・チラシ

https://jmac-foods.com/app/wp-content/uploads/2022/06/22050258_2nd.pdf